

平成25年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成25年12月10日（火曜日）第2号

開会宣告

開議宣告

議案第 2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

議案第 4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 北谷文夫君

副委員長 増山裕司君

委員 一ノ瀬弘昭君

委員 飯澤明彦君

増井浩一君

水島美喜子君

多比良和伸君

土田政己君

小 黒 弘 君
沢 田 広 志 君

尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
(議 長 東 英 男)

○欠席委員（1名）

委 員 増 田 吉 章 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
砂 川 市 監 査 委 員 奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 角 丸 誠 一
総 務 部 長 湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者
総 務 課 長 安 田 貢 治
市 長 公 室 課 長 福 士 勇 弘
政 策 調 整 課 長 熊 崎 一 弘
税 務 課 長 峯 田 和 興
会 計 課 長 福 井 哲 生
市 民 部 長 高 橋 豊
市 民 生 活 課 長 東 正 人
社 会 福 祉 課 長 近 藤 恭 史
兼 子 ども 通 園 セ ン タ ー 所 長
介 護 福 祉 課 長 中 村 一 久
兼 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長
経 済 部 長 佐 藤 進
経 済 部 審 議 監 田 伏 清 巳
商 工 労 働 観 光 課 長 河 原 希 之
農 政 課 長 小 林 哲 也
建 設 部 長 金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監 古 木 信 繁
建 設 部 技 監 山 梨 政 己
土 木 課 長 荒 木 政 宏
建 築 住 宅 課 長 佐 藤 武 雄
建 築 住 宅 課 副 審 議 監 金 丸 秀 樹

建築住宅課副審議監	洪谷正人
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
管理課長	洪谷和彦
経営企画課長	山田基
医事課長	朝日紀博
地域医療連携課長	細川仁
診療情報課長	山川和弘
附属看護専門学校副審議監	佐々木裕二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	井上克也
教 育 次 長	和泉肇
兼スポーツ振興課長	
学 務 課 長	大西俊光
社 会 教 育 課 長	
兼公民館長	山下克己
兼図書館長	
学校給食センター所長	橘加奈子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
選挙管理委員会事務局次長	安田貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	佐藤進
農業委員会事務局次長	小林哲也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	河端一寿
事 務 局 次 長	高橋伸二
事 務 局 主 幹	佐々木純人
事 務 局 係 長	杉村有美

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○委員長 北谷文夫君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の委員会に村上新一氏から委員会の傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会の傍聴を許可することを決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 昨日に続いて議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 おはようございます。7号は、総括でもちょっとさせていただいたのですけれども、確認をしつつ何点か質疑をさせていただきます。

総括でいろいろのお話の中で総合体育館とか海洋センターは今回の条例改正に含まれていないということがわかったのですけれども、そもそも消費税は3%から5%になって、今回5%から8%というふうになってくるわけですけれども、3から5に値上がりしたときに使用料、手数料に転嫁されている消費税というのは、もちろんそのときは私たちもいいよと言っているのですけれども。そこで今回に限って抜けているというのはさっきの総合体育館、海洋センターだけなものなのか、ほかにも今まで3から5のときには改正していたけれども、今回されていないというものはあるのか、ちょっとお話をお伺いしたいのですが。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 消費税引き上げに伴います条例の改正、関係条例一括で提案させていただいております。その中で今ご指摘ありました平成9年に3%から5%になっております。ただ、平成9年以降に施設ができたもの等々については、平成9年には当然条例改正はなっていないということではありますけれども、今回15本を一括して提案させていただいておりますけれども、それ以外にも15本の中の体育施設条例では一部今

回の引き上げの改正の中に入っていない部分、先ほどおっしゃったように総合体育館と海洋センター、事情があってということでございますけれども、そのほかにも例を出しますとふれあいセンター、ふれあいセンターには使用料条例ということで1回につき100円かかりますということでの条例の定めがありますけれども、提案の中でも若干説明している部分がありますけれども、税率を掛けたことによっても円単位なり10円単位で四捨五入することによって改正額が伴わない部分がございます、今回についてはふれあいセンターの条例については改正はしておりません。ただ、原則消費税を転嫁するという中で計算の中では検討したのですけれども、そういう事情で改正していないというところでご理解をいただきたいと思います。それから、墓地条例についても使用料ということで墓地の区画を借りる場合の借り上げ料があります。ただ、この部分につきましては、使用料を算定する中では当時それぞれの時期で行われた工事費をもとに使用料を定めるという大前提がございましたものですから、それに当たって変な話、仕入れ値というくくりをすると当時その年代、その年代で工事費が決まって、それを分譲する数で割っているということもございますので、それについては消費税のほうは転嫁しないというよりは基礎的な原価が下がるような扱いとを考えていただいたほうがよろしいかなと思っております。それから、廃棄物の処理の関係の条例で、ごみの関係で施設に投げ入れる、別な条例になりますけれども、その辺はそちらのほうの条例の中で使用料の見直しを、それは当然消費税も含んだ中での消費税の見直しということで改正をしていただいているところでございます。ごみ袋についても本会議の中で説明ありましたけれども、いろんな工夫をしながら仕入れ的な部分について金額を下げることによってその原価を下げていくというような考えのもとで、消費税は8%になっているのですけれども、実際に支払う金額は同じ金額というようにくくりでの整理の仕方をさせていただいているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ほかは大体、ふれあいセンターなんかは検討して、100円だから切り捨てみたいな状態ということだと思っておりますけれども、やっぱりどうしてもひっかかってくるのは総合体育館、海洋センターなのです。きのうがあってきょうがあるので、私もちょっと調べてみてはいるのですけれども、確かに奈井江、滝川あたりから比べれば相当高いです。ただ、今回本会議場でもお話をして、総務部長もそうだというお話だったのだけれども、つまり消費税を上げないというか、ここに今回出さないということは消費税は8%なのだけれども、そのもとの部分を下げたのだという感覚だというふうな、それでよろしいのではないですかというようなお話があったので、そうだとすると今回消費税は8なのだけれども、3%分を使用料が値下げになったということになるのだろうなと思うのです。それって市長の答弁でいうと、LEDになるからこれから維持管理が下がるだろうと。たかが3%の値下げではないと思うのですよね。値下げは値下げでちゃんとやるべきではないかなとやっぱり思うのです。どう考えてもこれ変だなと。よっぽどの事情があっ

たりなんかしていったらいいのだけれども、先ほど言っていたごみの関係というのは、これはエコバレーとの関係だとかいろいろなことがあって、もっともっと本来はごみ手数料が上がっていかねばならないものが、今回ぐっと丸め込めてまさに政策的にやってきたというのはわかるのです。ただ、総合体育館あるいは海洋センター、まずこれここで聞いてわかるのかどうかのだけれども、海洋センターを抜かしたというのは、総合体育館はLED化になるからそっち側が下がるので、3%下げましょうと、これはわかるのだけれども、海洋センターは何で今回その対象にならなかったのかどうかののですけれども。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 昨日の答弁の中でもお話があったところでありまして、総合体育館につきましては各種経費の削減等が見込まれるということから、実質的な値下げの改正について今検討している最中でありまして。海洋センターと総合体育館につきましては、同様に屋内の体育館を有するものでありますので、総合体育館につきましても値下げというようなことになりまして、海洋センターにつきましてもそういうバランスをとった中で見直しが必要ということを考えてございますので、今回同様の措置としたところであります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どうも何か市長らしくないのだよね、今回のやり方が。市長ってずっと原則を重んじる人なのですよ。特例なんか認めない人だった、ずっと。それというのは、まさに市長がよく使われるけれども、市民に痛みを強いて自分が担当のときに行財政改革をやったのだと。これ多分16年、17年の話なのですからけれども、そのときに総合体育館含めて体育施設30%値上げしたのです。だから、これ一気にほかと比べると上がってしまったのです。それを財政も少しゆとり出てきたし、市長になったし、少し還元しようとか見直そうかという気持ちは、私はわかるの、それ。あってもいいの。ただ、そうだとするならば、なぜ総合体育館と海洋センターだけなのかということなのです。体育施設ということになれば、当然いろいろなものがあるし、屋内といたっていろいろなものもまだある、ここの中にある中でも例えば弓道場だとか、総合体育館とまたちょっと違うよと言われればそうなのだけれども、原則やはり使用料については、これ総務省のほうでもそうなのだけれども、使用料については消費税を含んだ扱いにするというような形がとられているのだとすれば、やはり今回はきちっと全ての施設、ごみは僕はちょっと違うだろうなというふうには思うのだけれども、同じような施設についてはまず上げると、8%にすると、その後それこそ市長の政策です。LEDでも何でもいいのです、それは。30%私は上げたのだけれども、少しよくなってきたから、市民の健康維持のためにも少し使用料全体を落としますとか、そっちのほうによっぽど市長の思いがどんと通じていくと思うのです。今ならたかが3%のこれをやるかやらないかというだけの値下げみたいなものであって、どうもわかりづらいなというふうに思うのです。その辺のところやっぱりなぜ今

回同じ体育施設条例の中で、数ある中で、文化系というのは何もそういうことはないのです。また、これ1つ、総合体育館だけならLED化ということでの理由は僕は納得できるのだけれども、海洋センターが今度同じような施設だからと、こうなってくるわけでしょう。では、体育ではなくて文化のほうはどうしてくれるのと、あのときも30%上げられてという話にだんだんくなっていくのではないかと思うのです。こんなところでそんな議論させるのではなくて、しっかりと使用料の見直しという部分をこれからちゃんと出してやるべきではないかなというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市長。

○市長 善岡雅文君 本会議で私2点の理由を挙げたのですけれども、1つはいわゆる今改修中でLED化しますよと。だけれども、本当のもともとの理由というのは、体育館は私がつくった方式なのですけれども、いわゆる直接経費、光熱水費、その分だけを使っている人たちに見ていただきましょうと。ですから、理想を言えば直接経費を使用料で全部満度賄えれば一番いい。いわゆる使用料の積算根拠を明確にしましょうと。今までは、体育施設といったら近隣の市町村の単価を見ながら維持管理経費は何ぼだからとか複雑なやり方をしているのは合理的ではないと。直接経費に限りましょうと。ただし、このやり方の一つの問題点は、いわゆる料金を上げ過ぎると使う人が減って直接経費との間に乖離ができる。だから、一定の限界点が来ますというのは13年に、12年ですか、私この仕組みをつくったときに議会にも申し上げているのです。ですから、北電の料金は値上げしていく、当然経費がふえている、だからって単純に転嫁して上げると利用者が減る、そしてら直接経費と使用料の差が広がってしまう、だから単純に上げていくなんでいうことに、モラルハザードを起こす危険性があるのですと当時私は言っています。だから、私は原則論に立ち返ると、それを踏まえると消費税が上がったからといって単純に転嫁するような料金設定に体育館、海洋センターはしていないというのが私の根拠だから、それをやることによって単純に機械的に、公務員は何でも機械的にやりたがるから一番楽なのですけれども、消費税だからと。だけれども、それはかえって使う市民の人たちに不利益をこうむらせる。それをわかっている以上は、私が申し上げたのは前回の改定のときも恐らく限界に来ているのではないかと、利用者の意見をよく聞きながら、単純に見直しの時期だからといって上げていいかは考えていただきたいというのは教育委員会のほうにも話しておりますから、今回は利用者の意見も聞いているとどうも高いという意見も多いと、だから次の改定があったときには上げれないだろうと。もう一回ちゃんと精査して料金設定をしてくれというのが私のもともと持論ですから、原理原則に一番今でも、その当時のこの制度の問題点わかっていましたので、そのとおりにやっているつもりで、単純に消費税上がったから上げるという仕組みのものには体育館、海洋センターはなっていないということで、もう一つ……この辺にしておきます。そういうことなものですから、ちょっとそれを機械的にやるというのは行政的といったら行政的かもしれないけれども、余りにも市民本位でな

いなと。だから、ここは原理原則にのっかって料金決定がそういうふうになっているのですから、私は単純に上げるのはいかがなものかと。また、LEDになると料金もわからないのにどうして勝手に転嫁したのだと、そのときに行政が何と答えるか、答えられないようなことをやってはいけないというのが私の確固たる信念であります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この点でもう一度お許しをいただいて質問するのですがけれども、平成12年度に改正した使用料ってまさに今の善岡市長の話の中なののですがけれども、維持管理経費と歳入及び歳出、改正率というのは大体みんな同じようにやったものです。まさに特例を認めないのです。公共施設は全部同じような算出の仕方をしてやろうというのが市長のそれこそ方針だったのです。このころは、もうないけれども市民会館、公民館、総合体育館、海洋センター、北吉野コミュニティセンター、日の出テニスコート夜間照明、全部一覧になっていて値上げ率も全部数字で算出されているのです。今回は、市民会館ないけれども、ゆうも同じように機械的に3%上げるというやり方をしたのですよね。なぜか総合体育館と海洋センターだけがぼつと抜ける、この抜け方が不思議なのです。不自然なの。さっき言ったように、だって今度またもしかすると8が10になることがあったときにもう一回これやり直さなければならぬわけでしょう。それは、消費税を国が上げてくるのだから、仕方ないというのが今までの話ではないですか。法律が決まったのにというのもしょっちゅう善岡総務部長は言われていましたよ。それで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

うん、そうだよ。だから、もうこれでやめるのだけれども、ただ消費税との関係というのは非常に大きなものがあるから、もう一回お許しを得てという話なのなのですが、提案されていないから議論できないということ……、委員長から許してもらっているからいいか。それで、最後の結論にするのですがけれども、これ結局最終的にはもう一回、今回これをやっておいて、体育館だけの料金改定の見直しみたいなものがあるから、今回は消費税を転嫁しないという結論でいいのかどうかをお話しいたきたい。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 体育館、海洋センターにつきましては、現在の経費の削減分も含めていろいろ試算をしているところでございまして、体育館、海洋センターにつきましては改めて見直しの結果につきまして条例改正という形でご提案をしたいというふうに考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それにしても、もとは総合体育館なはずなのなのですがけれども、総合体育館自体が今お休みで、しかもLEDはやるのはやるのだけれども、実際運用してみないとどうなるかというのはわからないのではないかと思います。そういう意味でいえば、下げていくことは全然いいことだし、計算式のもとで下げていくことはいいことだと僕も思う

のです。ただ、そこと消費税とをダブらせて一緒にしてしまっ、て、こういう議論をすること自体がどうも不思議でしょうがないなという気がするのです。だから、ここは今はそれぞれ上げて市民に納得を、まず消費税というのはこういうものなのだということで納得をいただいた上で、改めて維持管理経費がこれから下がってい、くだろうし、総合体育館はもう少し安くもできるし、それと似た類似施設であるこ、っちの海洋センターも下げればという形で持っていければ、僕はそ、っちのほうがすっきりするなというふうには思うのです。まあそういうふうには提案されていないので、これ以上は質問をしま、せんけれども、そういうことで質問は終わらせていただきます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 おはようございます。それでは、お伺いをしていきたいと思うのですが、今回大きく変わったことだと思うのは、現行では資源ごみ用ごみ処理券が1枚10円であったのが改正後にはこれがなくなったということでありまして。そこで、内容的なものの確認になるかと思えますけれども、この資源ごみ用ごみ処理券がなくなったということはこれにかかわる部分は今後は無料化というような受けとめ方でいいのかどうか、この辺をまず先に聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまの答えなのですが、まず月に2回なのですが、ペットボトル、ガラス瓶などとあわせて集団回収等行っていますけれども、このほかに新聞紙、雑誌などの紙類をごみステーションに出していただいて回収しているのですが、この際にはひもで縛っていただいて10円のごみ処理券を張っていただいているのですが、4月からはこれを無料化とするものでございます。実際ごみステーションに燃やせるごみがありまして、ごみステーションから150袋ほど市のほうで調査した結果、資源に回収できるものが大体15%から20%入っていました。資源の回収につきましては、市内で89団体に集団回収等していただいているのですが、まだほかにごみステーションを利用していただいている方もおりますので、燃やせるごみというのを減らす上で無料化とするものであります。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 無料化であるということではわかりました。今現在も月2回でしたっけ、資源ごみということでの処理券10円を払ってといった対応だということだと思うのですが、そうすると4月1日からの施行でありますから、今後はごみ処理券10円は張らなくても従前の資源回収の資源ごみのときには、89団体が集団回収されている資源ごみ以外、俗に言う雑紙的な要素かとは思いますが、それは従前どおり出すことは可能なかどうかということをもまず聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 これにつきましては、出すことはできまして、従前どおりひもで縛っていただいごみステーションに出していただく、その際の10円のシールを張らないということになります。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 基本的には無料で、従前と変わらないよといったことでの受けとめ方をさせていただければなと私は思っています。

そこで、先ほど答弁の中にもありましたけれども、約15%から20%の紙類というか、そういったこともごみステーションのほうには捨てられている。集団回収89団体あるという中での答弁の中でもありましたけれども、89団体で資源回収、要するに集団回収をしている中でもごみステーションには約15%から20%相当の紙類の部分が排出されているということですが、であれば今後こういったことでこの制度を通しながら約15%から20%を何とか少しでも少なくしたいのと思うのですが、おおむねどのぐらいの、これやってみないとちょっとわからないのでしょうか、おおむね推定ということでどのぐらいを削減しようとしているのか。というのは、うちも有料化した時点ではごみ排出量も極端にというか、急激に減った中で人口も減ってはきているけれども、残念ながら横ばいというよりも1人当たり出すごみ排出量も決して減ってはいないというような状況ですが、これによって排出量というのはどのぐらいまで削減をしようとしているのか、この辺の考え方あるのであれば聞かせていただきたいと思えます。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ごみの削減の量ということでございますけれども、では今ここで具体的にどれだけ、何トン減らすかという目標は持ってはございませんけれども、実は今エネクリーンというところが砂川市の燃やせるごみを搬入して焼却しているわけなのですけれども、平成25年度のベースで、この費用についてそれぞれの自治体で持ち込んだごみの量の割合によって焼却料が、負担金が決まるわけなのですけれども、平成25年度は16.65%です。ですから、平成26年度以降も何とかこの16.65%を下回れば良いというふうには考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 ある程度の数値目標としながら実施していくということになるのかなというふうには理解をさせていただきました。このことに関しては、もう砂川市内の町内会に対してもいろんな形でごみ減量含めた協力をしていただきたいたいといったご案内もしているようですし、より一層市民の皆さんにこういったこともPRというか、きちっと周知をしていただきながら、当初目標としている部分の数値を達成できることを努力していただきたいということをお話しして、終わりたいと思えます。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 順を追ってちょっと簡潔にお伺いしていきたいなというふうに思っているのですが、提案説明でもありましたように今回駐車場の料金を改定するという事で、提案説明の中では市内全部のいわゆる駐車場の整備が終わった、そのことに伴って一律料金ということで改定をすると。もう一つは、消費税が5%から8%に上がるという部分も鑑みながら今回料金改定を行うのだよというような提案説明であったのです。それで、具体的には現行の2,540円、消費税を含むを月額2,670円に改定するという部分なのですが、そこで附属説明資料ナンバーツーというやつが根拠として出されているわけなのですが、ここでちょっとまず最初に確認させていただきたいのが下から2番目あたりに、道営住宅の駐車場の料金の上ですね、団地別区画数という部分があるのですが、宮川中央だとか三砂、いろいろあるのですが、これらには新しいとか古いとかということがあって、大概のところは平成13年の時点から新設されて駐車場料金というのが発生しているのだけれども、これちょっと確認の意味で、まずここなのですが、宮川中央だとか三砂だとか東町、北光とあるのですが、それぞれの徴収を始めた年月日、年月というのは、それちょっと教えてもらえますか。平成13年とかと教えていただけますか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 それぞれの団地の駐車場使用料の徴収を始めた時期でございます。では、団地ごとで、宮川中央団地は平成13年4月からでございます。同じく東町団地、寺町団地についても平成13年4月からでございます。三砂団地につきましても平成13年4月からでございます。北光団地につきましても、F棟の部分が平成20年4月からでございます。それ以外は、平成13年4月からでございます。三砂ふれあい団地

につきましては平成20年4月から、南吉野団地、石山団地につきましては今回、平成26年4月からの徴収でございます。

○委員長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 細かくご説明いただきました。私何をお伺いしたいのかということなのですが、実はこの根拠資料の中には、るるあるのですが、対象区画数ですとか、駐車場の総面積ですとかあるのですが、その次に工事費総額というのがあるのです。2億4,500万何がしですか、それからそれに対する補助金額というのが7,800万何がし、それを差し引くと、計、このところでいくと1億6,700万ということを出ているのです。これは、各団地それぞれ実際の造成なり整備にかかった金額というのは違うのですが、まとめたときの金額がここに出ているのだと思うのです。となると、今の時点でこれの総額1億6,700万をその中ほどの償却期間20年ということと計算すると、今から20年となるとこれから始まる南吉野団地や石山団地というのは当てはまってくるのですが、トータルで考えたときのつじつまが合わなくなってくるのです。というのは、平成13年4月から徴収が始まっているところがほとんどだということは償却がもう12年何がし、約13年近く終わってしまっているのです。ですから、もしこの計算を20年で償却期間を設けるのであれば、1つ欄が足りないのです。工事費総額に補助金が出まして、それを差引いた金額というのが1億6,700万です。その下に例えば償還済み額とか償却済み額とか償却残額とかということが出てこなければおかしい。そして、それをもとに計算しないと結局この入居者に負担していただく本来の2,802円ですか、これが狂ってくるのです。というのは、償却費という932円の部分が大幅に変わってくるからなのです。ということは、結局はもう償却終わっている部分が私の計算では全体の1億6,700万に対して考えたときに9,200万円ぐらいがもう償却されているのです。残りが7,500万程度だと私は計算するのです。となると、次の欄の償却費というのが20年の償却率を掛けた部分で出てくる計算なのですが、ここが932円ではなくて、例えば350円とか400円とかになるのです。となると、実際負担していただくべき金額の合計というのが2,200円とか2,300円とかという形になってくるのです。となると、今までの2,540円でも高いのではないかなというふうに思うし、消費税の部分を鑑みてもつじつまがちょっと合わなくなってくるのです。

というのは、実は古い話をして申しわけないのですが、私平成15年から議員やっておりますけれども、そのときに他の議員の質問等々を聞いていると、私も1年生でしたから何のことしゃべっているのかとりあえずわかりませんでしたけれども、今になるとわかるのですが、結局そのときの議論の中では償却期間というのが当然終わってくればその分が下がるわけだから、残り例えば修繕費だとか管理費だとか地代相当額だとか、そういった部分はもちろんかかってくるけれども、償却分については安くなるという基本的な考え方を示されたわけですから、となつて考えると、今この料金改定に私反対するつもり

はございませんけれども、考え方として整理しておかないと、私ちょっと檀家多いものですから、すごくここ大事なのです。もう今話出ているのですよ。というのは、新しくできたところ、プールで考えなければならぬのはわかると、市の持ち物なので。プール計算なのはわかるけれども、実際宮川ですとか東町ですとか寺町とか、例えば古いところあります。そういうところの人が申すには、新しいのができたからって我々が負担しなければならぬのかいという変な誤解があるのです。というのは、これ以上くどく言いませんけれども、そういう誤解をきちっとそうではないのだよということで解いておかなければならぬのです。となると、今考え方を整理する上で方法は2つあるのだと思うのです。1つは、過去の答弁等々を精査して整合性をとるには、私が今言った償却済み額を差引いて残りの金額、7,500万ぐらいになると思うのですけれども、その金額を当てはめて再度計算し直すか、もしくは平成13年4月から始まっていますから、あと7年何カ月後、約8年後と言ってもいいですけれども、8年後にまず第1段階の料金改定の見直しをかけること。それから、平成20年から始まっている三砂ふれあい団地と北光団地のF棟、これが平成20年からですから平成40年とかとなるのでしょうか、そこでの料金改定の見直しをかけること。それから、第3段階目としては、南吉野と石山団地の償却が終わる段階、今から20年後ですね。その段階で見直しをかける。この3つの段階において見直しをかける、かけたのだけれども、その人たちだけが対象となるのではなくて、私これ物すごく理解しているのはプール計算ですからプールしたときにどうなのかと。恐らく何百円とか、場合によっては何十円とかという話になってくるのだとは思っただけけれども、そういった計算の見直しをかけていくのだよという考え方であれば、私は過去の答弁とも整合性とれるし、今回は妥当なものだと思うのだけれども、その辺の考え方。今これ出されているものを額面どおり見ていくと、20年間丸々この金額でいくのですよと、上がることはあっても下がることはないのですよというふうに見えるものですから、その辺の考え方をちょっと示していただければと思いますけれども。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 市営住宅の駐車場使用料の算定におきまして、団地の駐車場の整備に要した費用について20年間で償却していくという考えでございます。20年で償却していく部分プラス利率の部分を検討した中で、こういう造成費に係数を掛けて出すということで、造成に要した費用については20年間は変わらないと、20年間この償却費、それぞれの団地整備したときから20年間は、造成に要した費用を20年で償却していくという考えの中で20年間はこの償却費については変わりません。あわせて、市内同一料金にしていると。これは、駐車場使用に対する受益は同じという考えと駐車場の造成に要する費用というのは団地によって国の補助金が入っていたり入ってなかったりします。また、敷地の状況により擁壁が必要になったりとか、団地ごとに整備に要する費用

はさまざまと変わりますので、これらの公平性を図るために市内同一料金としておるところでございます。

以上のようなことから、団地ごとに造成した年から20年後にはその分の償却費というのはなくなると。ただ、駐車場使用料計算の中で修繕費ですとか管理事務費、地代相当額というのはあります。地代相当額についてもその時々により変わるものがございますので、それぞれの団地の造成の時期によって、その都度使用料を今後見直していくという基本的な考えでございます。

○委員長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 それでは、端的にお伺いするのだけれども、私が2つの方法がありますよと言った部分の3段階で見直していくということではないのでしょうか。ということは、13年から始まっているところ、あと7年何が来たらもう償却終わってしまうのです。三砂ふれあいなんかというのは、平成20年から始まっていますから、平成40年にはもう償却終わってしまうのです。その段階でもって全体を通したときに計算して、またそれを全体で割って幾らというふうに、安い方向になると思うのだけれども、その部分だけでいえば。そういうことで年度年度、要するに13年に始まったところ、それから20年に始まったところ、それから今回26年に始まったところという部分で、それぞれその都度、全体プールで計算はしますけれども、料金改定はその時点で見直していくということの捉まえでいいですか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 ちょっと言葉足らずでございました。それぞれの団地で造成した年度から20年で計算上は償却費はゼロになると。ただ、料金決める際に近傍同種の額でいっておりますので、実際の計算とは多少のずれが出てございます。その辺を考慮した中で、一方地代相当額についても大きくは3年ごとに見直していくと。それらを総合的に勘案しまして、20年たった前後の中で使用料については全体を見て今後定期的に見直しをしていくという考えでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 北谷文夫君 再答弁してください。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 減価償却については、20年で償却するという考えで、その時期を見て償却費については抜いて市内団地全体でプールで計算して改定してまいります。

○委員長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 今ご答弁いただきましたので、過去の答弁との整合性、あるいはここでの矛盾点というのが今の場で確認とれたので、私異論はもう全くございませんので、そのように進めていただければなというふうに思うのだけれども、ただ1つお願いしたいことがあって、実は各団地で、私がさっき言ったように、結局新しいところのために古い俺

らが要するに負担しなければならないのかみたいな誤解があるのです。というのは、済みません、つつくようで本当に申しわけないのですけれども、提案説明の中でやっぱりそういう表現があるのです。住宅の駐車場整備が石山団地と南吉野団地で終了したことに伴いという部分であるのです。そこが誤解の受けるところなのです。なので、その説明の中に、これから説明して歩くということですから、そのときにお話ししていただければなというふうに思うのは、今のやりとりの最終の結末、そこをきちっと理解さえしていただければ変なそういった誤解はないと思うのです。全体プールとして考えた中なのだけれどもということ、だけれども償却期間は20年で、もう既に12年終わっているところは12年終わっているわけですから。あと残り8年しか残っていないのだけれども、その時点で全体プールとはなるけれども、そこでもまた料金改定で安くなるかもしれない、決してほかの団地のためにおたくで負担してもらっているのではないという、そのことをきちっと説明しないと、提案説明のままではとっていくと私みたいな理解しない人間が出てくるので、その辺だけ十分注意していただければなというふうに思って、終わります。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 駐車場の関係だものね。今の答弁でいくと、駐車場には減価償却ということがあり得るといことなのだね。となると、最初るときから、例えば平成13年から20年たった段階ではどういう計算にしていくのだろう。減価償却で償却費の関係はゼロになると、この表のこの部分はゼロになる……にはならないの、まずそこ聞こうかな。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 造成後20年たった団地についてはゼロになりますが、この計算は市内全体団地の造成の償却費の計算でありますので、この表のこの部分はゼロにはなりません。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今まで公共施設で減価償却というのをね、いや大事なことなのですよ実は、減価償却費をどう考えていくかということが。でも、減価償却費って考え方、公共施設に僕はなかったような気がするのです。だから、もしそうになっていったら古い団地もどんどん家賃安くしていかなければならなくなる可能性が出てくるでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

これはなっているのだね。そうだね。そうなると、結果的には統一的な駐車料金ということではなくてではなくて、全体が下がっていくということになるのですか。新しいところも下がっていくということになるのか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 整備してから20年たつごとになくなっていく、その部分については償却されてなくなっていくということです。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第15号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついでに審査に入ります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、10ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ございませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 バス運行に関する経費でちょっとお伺いをしたいのですが、1つは花月砂川線のバス運行に関する経費で、きのうの提案説明では22.84%砂川が負担するという事になったのですが、何か提案説明では浦臼が入っていないようなことを、合意しないようなことがありましたけれども、その辺の経過について詳しくお伺いしたいと。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この花月砂川線につきましては、ことしの3月に廃線となっているのですけれども、経路につきましては滝川ターミナルから新十津川の花月を経由して国道の275号なのですが、こちらを通過して市立病院まで来るのですけれども、この経路につきましては従来からも浦臼町は走ってはおりませんでした。ただ、乗りかえにはなるのですけれども、浦臼町の町民が新十津川の花月で乗りかえて砂川の市立病院へ来る足として確保するために当初から浦臼町さんのほうでも補助していただいていたのですけれども、浦臼町さんのほうで今度浦臼町から奈井江を経由してという便がありますので、そちらを通過して砂川のほうへ来る経路がありますので、平成24年の10月からは補助しないということで一応関係市町の合意を得て決定したところであります。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 バス路線が変わってそういうふうになったのだらうと思うのですけれども、それはわかりました。

それから、次の上砂川線の運行と、それから滝川美唄線については、中央バスは基幹路線なのですけれども、これがもし不足分をみんな各自治体で負担するという事になれば、いわゆるバス路線全部がもし不足すれば自治体負担ということになって、何か民間企業では営業努力が必要ではなくなるのではないかと思うのですが、この辺特に美唄線については砂川39.1%、上砂川線41.9%と非常に負担率高いのですけれども、今回はこの程度でいいのですけれども、もっと不足率がどんどん、どんどんふえれば負担がふえていくということになるのかどうなのか、その辺の経過、状況についてお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今お話のありました上砂川線、滝川美唄線になりますけれども、こちらのほうは関係市町からの補助のほかに国庫補助というのもいただいております。今委員さんがおっしゃっていますとおり、今のこの路線バスにつきましては減少傾向にありまして、赤字額がふえているというところもございまして、まず市民の足の確保としては必要だとは考えております。ここで関係市町とバス事業者ともまた協議した中で、例えば便数の変更とかもいろいろ考慮しながら補助額がふえないようにというようなことは検討はしてまいりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 これも検討されて、バスの時間帯がだんだん利用が少ないということで間引きされて、今でもかなり不便な状況が生じているのですけれども、これから人口も減っていくこともあって利用者が減っていくとすれば、本来であれば民間企業は民間企業の努力でなければならぬのだけれども、ただそれだけではできないということになると、バスの本数を減らさないでほしいということも含めて自治体で支援しているのではないかな

と思うのですが、その辺についての確認をして、もし民間であれば経営が赤字になればどんどん、どんどんバスの本数を減らして、そして利用者の不便になるので、そうならないように自治体として支援するという目的なのかどうか、そこだけ確認させてください。

○委員長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思えますけれども、まず民間の今走っております中央バスですけれども、ここは先ほどご答弁申し上げましたとおり国庫補助をもらっております。国庫補助も基準によってその国庫補助が出る出ない、つまり結局は各自治体が負担をしなければ国庫補助が出ないというような仕組みになっておりまして、例えば国庫補助だけをもらって、それで成立しているのであれば、これは民間企業として成り立っているのです。このように幾つも地元自治体が負担をしなければならぬということになりますと、これは自治体はその路線を支えているということになりますので、極端な話をしますと、これが自治体が負担をしないということになると、恐らく中央バスは簡単に撤退するのではないかとというふうに思います。つまり営業が成り立ちませんので。ですからこれを何とか維持するために沿線自治体で協力をしながら補填をさせていただいていると。しかも、これも先ほど言われたとおり上砂川線、それから国道の滝川美唄線、こちらのほうも大動脈ですから、これ自体の本数はまだそんなに多くないです。歌志内線ですとか、滝川奈井江線ですとか、同じ重複している路線がありますので、これで何とか便数が確保されているということになっていますので、こちらをあわせてどんどん減っていくと、先ほどご心配いただいたように悪循環で、便数が減ると不便になるので乗る人がどんどん減っていくと。この辺の兼ね合いも沿線自治体と、それから中央バスと定期的に協議をさせていただいておりますので、この辺も含めてお客さんをどうしたら乗せるかという全体的な部分も含めて協議をさせていただいておりますので、ただ現実的に今高校があったり、それから買い物をしなければならぬと、こういう部分も含めていくと何とかその辺で自治体の負担を少なく、あるいは便数もなるべく減らさないようにしながらいい方向に持っていきたいというふうには思っておりますけれども、やはりどうしても乗るお客さんが少しずつ減少しておりますので、どうしても毎年少しずつ便が減っていくということもございますけれども、その辺は十分に関係団体で協議をさせていただきながら進めたいというふうに思っておりますので、ですからこれは例えばここに限らず、もしかするとまたほかの路線でもこういう赤字になって自治体が補填しなければならぬという事態もここに限らず十分それは想定されますので、そういうものも含めて全体的なことで考えてまいりたいというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。ぜひ利用者の利便性を確保していただきたいし、やっぱり今言われたように公共交通の動脈でありますから、ここはしっかり中央バスさん、その他と話し合いをしていただいて便数の確保、利用者の利便を図るように努力をしていただ

きたいということを申し上げて、終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も同じところなのですけれども、大体今の土田委員とのやりとりでわかったのですけれども、特に滝川美唄線の関係なのですけれども、同じ提案説明では新たに収支不足が生じた路線だというふうな説明がたしかあったと思うのですけれども、これやっぱり国道走る滝川から美唄までの、本当に通勤や通学にとってはかなり大事な路線かなというふうには思うのですけれども、中央バスから何らか示されているのではないかと思うのですけれども、主な要因というのはただの人口減なのかどうかなののですけれども、その辺は何か資料としてはあるのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今の滝川美唄線につきましては、平日に5便、土曜、日曜、祝日に4便走っております。1日当たりの利用者なのですけれども、これにつきましては大体平均で114人、昨年度は123人でありました。この減った要因になりますけれども、また美唄滝川線には同じような、距離はちょっと違いますけれども、滝川奈井江線というのも走ってございまして、これにつきましては平日で5便、これも同じように土曜、日曜、祝日で4便となっております。中央バスさんのほうで国庫補助を市で補填する上でバスの利用状況というのは調べておりまして、1日の利用者というのはわかるのですけれども、ではどのような原因で減ったのかというのはなかなか特定できないところではありますけれども、中央バスさんで言いますのはやはり皆さん車を持ってきたということと少子化ということで学生の利用が少なくなってきたということを聞いております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。12ページ、第9款消防費、第1項消防費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、続いて歳入に入ります。8ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第2号、第5号、第12号、第3号、第4号、第7号、第9号、第11号、第14号、第15号、第6号、第8号、第10号、第13号及び第1号の各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午前11時16分

委 員 長